

特定非営利活動法人おもしろ科学たんけん工房

運営会議規程

(総則)

第1条 おもしろ科学たんけん工房の運営・管理に関する日常業務のうち、重要な事項について協議・審議・決定するため「運営会議」を設置する。

第2条 運営会議の中核となる構成員は、理事ならびに地域グループ代表、および事務局長とするが、会員は誰でも運営会議に出席し、意見を述べるような開かれた会議体とする。

第2条 2 重大な災害等により運営会議の会場の確保ができなかった場合、あるいは重大な災害による被害の拡大または重大な感染症の蔓延を防ぐため、会員が会場に集合することが適当でないと代表理事が認めた場合、次のいずれかの方法によって、電磁的手段により運営会議を開催し、その会議の議事を進めることができる。

但し、第6条1項にいう「賛否が分かれる事項を決する場合」は、出席理事の賛否の意思表示を確認し、議事の経過並びに結果として、議事録に明記しなければならない。

① 電子メールを情報・意見の交換のために共同利用する方法

② インターネットにつながったPC上の映像・音声を情報・意見の交換のために共同利用する方法

但し、いずれの場合も、在籍理事の4分の3以上が参加できる方法でなければならない。

(運営会議が扱うべき業務)

第3条 定款第6章第35条に定める理事会の業務のうち下記については、運営会議を事実上の理事会として、業務をとり扱うものとする。

(1) 事業計画と予算に基づく、日常業務の企画と執行に関する事項。

(2) 事務局の組織等に関する事項。

(3) その他、総会の議決を要しない業務執行に関する重要事項。

第4条 第3条に掲げる事項のほか、各地域グループの運営管理に関する重要事項は、運営会議において報告・協議することを通じて、情報を共有する。

(運営会議の議長と、決議要件)

第5条 運営会議の議長は、運営会議の合意により代表理事が指名する。

第6条 特に賛否が分かれる事項を決する場合は、出席理事の多数決により決する。但し、出席理事が、在籍理事の過半数に満たない場合は採決することはできない。

2.前項前段の場合において、賛否同数の場合は議長が決する。

3.特に賛否が分かれる事項ではないと議長が判断できる場合は採決せずに、議長が決することができる。

4. 前各項に拘わらず、これら議決に対して代表理事は拒否権を有する。

但し、議長は出席理事の2/3の再可決をもってこれを覆す事が出来る。

5. 体験塾テーマなどの新規または改善提案は、合法性、安全性、経済性のみ審議し、原則的に承認されるものとする。
6. 議長は、議事が円滑に進行する様に努力しなければならない。

(運営会議の開催時期と開催場所)

第7条 運営会議は、毎月1回原則として月末または月初に開催するものとする。

2. 運営会議の開催場所は、適宜地域持ち回りとする。

(運営会議の事務)

第8条 運営会議の開催案内ならびに議事録の配信は、原則として電子メール等により、事務局長から、全ての役員(理事・監事)に対して行うと共に、各地域の情報担当を通じて、実務会員に対して行うものとする。但し事務局長不在の場合は代表理事がこれを行う。

2. 運営会議の議案は正会員の誰でも提案できるが、原則として事前に代表理事および事務局長に通知しなければならない。

(議事録の作成)

第9条 運営会議の議事録は、出席理事の地域持ち回りで原稿を作成し、代表理事が校閲して確定する。

第10条 議事録の配信を受けた当該運営会議の出席者が、議事録の記載に付き異議ある場合は、代表理事に対し議事録の修正を求めることができる。

2. 代表理事は、前項の修正要求が合理的であると認める場合は、議事録を修正しその旨周知しなければならない。

(その他)

第11条 運営会議で審議・議決した事項のうち、特に重要なものについては、代表理事または代表理事が指名する理事が、これを理事会に議題として提出し、その議決を得なければならない。

第12条 運営会議の議事録は、議事録作成後、7年間保存しなければならない。

第13条 この規程の改廃は、理事会において議決し、総会に報告しなければならない。

付則: この規程は 2013 年4月 1 日から施行する。

付則: この規程は 2020 年4月 1 日から施行する。

付則: この規程は2021年6月27日から施行する。

※【以下参照事項】: 定款の中の、理事および理事会に関する章・条文の抜粋

第4章 役員および職員

<中略>

(代表理事等の職務)

第17条 代表理事はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときまたは代表理事が欠けたときは、あらかじめ代表理事が指名した順序により、その職務を代行する。

3. 副代表理事は、理事会の決定により、それぞれ地域別グループを総括する。

(理事の職務)

第18条 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

<中略>

(事務局)

第22条 この法人の業務を遂行するため、事務局を設置し事務局長その他の職員を置くことができる。

2. 職員は、代表理事が任免する。

<中略>

第 6 章 理 事 会

(構成)

第34条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の審議および議決事項)

第35条 理事会は、次の事項を審議し、議決する。

(1) 総会に付議すべき事項の決定及び総会が議決した事項の執行に関する事項。

(2) 中長期的な事業計画に関する事項。

(3) 事業計画と予算に基づく、日常業務の企画と執行に関する事項。

(4) 理事の職務分担に関する事項。

(5) 事務局の組織等に関する事項。

(6) その他、総会の議決を要しない業務執行に関する重要事項。

註)アンダーラインの3項目を、運営会議取り扱い事項にする。

(理事会の開催)

第36条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の三分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第19条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 37 条 理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第 2 号または第 3 号の規定による請求があった時は、その日から 2 週間以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、開催日の 1 週間前までに会議の日時、場所、目的及び審議事項を書面または FAX もしくは電子メールにより通知しなければならない。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(定足数)

第 39 条 理事会は、理事総数の過半数が出席しなければ開会できない。

(議決)

第 40 条 理事会の議事は、理事総数の過半数により決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。但し、代表理事の解任に関する議案については、理事総数の三分の二以上の多数により決する。

2. 理事会の議決について特別の利害関係にある理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。